

骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の 免疫が失われた方への再接種費用助成について

骨髄移植等の医療行為（同種造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）または自家造血細胞移植）により、すでに接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度予防接種を受ける場合の費用を助成します。

1. 費用助成の対象者

再接種を受ける日において **20歳未満**であり、次の①②のいずれにも該当する方

- ①接種日に仙台市内に住所を有する方
- ②骨髄移植等の医療行為（同種造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）または自家造血細胞移植）により、定期予防接種として接種済みのワクチンの免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師に判断されている方

2. 費用助成の対象となる予防接種

予防接種法で定期予防接種に位置付けられている子どもの予防接種のうち、**過去に定期接種として接種済みの予防接種**

3. 助成金額

予防接種の再接種にかかった費用（上限額有）

※予防接種を接種する際に、一旦費用をご負担頂き、後日全額または一部をお返しします。



（手続きの流れについては裏面をご覧ください。）

4. 手続きの流れ

(1) 費用助成の申請

- ①仙台市のホームページで公開している、「費用助成申請書」(第1号様式)、「医師の意見書」(第2号様式)に必要な事項を記入し、予防企画課まで提出してください。なお、「医師の意見書」(第2号様式)については、主治医に記入をお願いしてください。

【添付書類】過去の予防接種の記録が記載されているものの写し(母子健康手帳等)

- ②予防企画課で申請書類を受理後、概ね1か月以内に費用助成の認定通知または不認定通知をお送りします。

(2) 実施報告・助成金の請求

- ①費用助成の認定通知を受けた後、認定された予防接種を医療機関で接種してください。医療機関で接種した後、「実施報告書」(第7号様式)を予防企画課まで提出してください。

【添付書類】ア) 医療機関での支払金額が確認できる領収書と医療費明細書の写し

イ) 予防接種を接種したことが確認できる書類の写し

(予防接種済証または母子健康手帳)

ウ) 振込先口座が確認できる書類の写し

(金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義(カナ)が記載されているページの写し)

※費用助成申請書、実施報告書、振込先口座名義は原則同一の方になります。

【申請期限】接種日から1年以内(期限を過ぎると費用助成対象外となります。)

- ②予防企画課で報告書類を受理後、概ね1か月程度で助成金交付額の決定通知をお送りし、指定の口座に助成金を振り込みます。

【送付先・お問い合わせ先】

仙台市健康福祉局保健所予防企画課

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 ☎022-214-8452

* 仙台市ホームページ : <http://www.city.sendai.jp/>

(令和6年4月)